

國學院大學學術情報リポジトリ

学芸員の職務倫理を考える

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-06-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉山, 正司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000478

学芸員の職務倫理を考える

Considering curator work ethics

杉山 正司
SUGIYAMA Masashi

1. はじめに

「博物館経営論」の授業では、現代博物館の課題について触れる項目としての学芸員問題を取り上げている。これまででは、学芸員の採用の門戸の狭さや待遇や処遇の問題、あるいは繁多な日常業務から雑芸員と揶揄される、調査研究時間の確保がままならないなど枚挙に暇がないが、学芸員のみならず様々な職業でも問題となる事象を取り上げてきた。

また、私自身がここ数年、本学や他大学における講義の中で、社会を騒がせて報道された博物館に関わる事件・事故についても取り上げている。今の学生はインターネットで話題となつた情報は敏感に察知しており、ましてや学芸員資格を取得する学生ならば博物館や学芸員に関する情報について、個人差はあるものの目にしているとみるべきである。

報道された事件・事故の多くは、組織としての博物館、学芸員の職務への危機意識の欠如が大きいといえる。冒頭述べた学芸員問題も根底にあるとともに、職務上の“慣れ”的な慢心が作用しているように思える。

実はこのようなことは以前から考えていたのだが、その契機となったのが前職の埼玉県立文書館の館長時代である。在任中に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の会長を務めることとなり、当時の国立公文書館の加藤丈夫館長が歴史公文書等の専門職（アーキビスト）育成のため「アーキビスト職務基準書」⁽¹⁾の作成のため検討に動かれ、その一端に関わったことに触発された。公文書館法では、博物館法のような専門職としての資格規定がなく、歴史公文書や古文書などの地域資料を扱う専門職として学芸員や司書などが携わっているのが現状である。そのためアーキビストに関する指針としてまとめられ、次いで認証アーキビスト制度が国立公文書館において始まったが、既にアーキビストとして従事している者を一定の要件を満たしていることを審査することでアーキビスト専門職として資格を認証するのである。現時点では国の一機関による資格認証であるが、その先にはアーキビストの資格制度確立を目指している。

さて、この「アーキビスト職務基準書」の文言自体は短いものであるが、そのうちの次の文言に注目する。

1. アーキビストの使命

アーキビストは、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職（以下略）

2. アーキビストの倫理と基本姿勢

(前略) アーキビストは、常に公平・中立を守り、証拠を操作して事実を隠蔽・わい曲するような圧力に屈せず、その使命を真摯に追求するとともに、自らの職務に対する高い倫理観と誇りを持ち、継続して研鑽する姿勢を堅持する。

この文言は、学芸員にも当てはまるものである。博物館界では、平成23年3月に日本博物館協会（日博協）が文部科学省の委託を受けてまとめた『生涯学習施策に関する調査研究 博物館倫理規程に関する調査研究報告書』⁽²⁾がある。これを受けて日博協では、同報告書を整理して、改めて平成24年7月『博物館の原則 博物館関係者の行動規範』⁽³⁾をまとめている。しかしながら両者とも、専門職である学芸員の行動規範や職務倫理への言及が、前掲のアーキビストの使命や倫理と基本姿勢に比して及んでいない感がある。

さらに見落としがあると思うが、学芸員の職務倫理に関する論考は、管見の限り見つることができなかつた⁽⁴⁾。

小稿では、博物館や学芸員の職務に関連して、イコム規程や日博協報告書等も睨みながら、近年報道された事件・事故を通して学芸員の職務倫理を考えたい。

2. イコム職業倫理規程

ICOM（国際博物館会議、以下、イコム）は、「ICOM Code of Ethics for Museum 2004 Edition」をまとめている。イコム日本委員会訳の「イコム職業倫理規程」⁽⁵⁾に基づいて、みていくたい。

冒頭、会長ジェフレイ・ルイス（当時）が、「イコムの職業倫理規程は、国レベルの法律では多様で一貫性の乏しい公的な規定の主要な部分における専門職の自己規制の手段を提供する。それは、世界中の博物館専門職員が無理なく待ち望んでいる行動および実践の最低基準を設定したものであり、博物館の職業に求められる理にかなった公衆の期待を表明したものである。」と記している。各国の法律には差異があることを認めて、世界中の博物館専門職員の最低限の職業倫理の基準を示したことを表明している。

倫理規程は、8章にわたる博物館のための規程であるが、当然博物館に関わる人々すべてを包括する。職業倫理規程における博物館専門職員とは、「博物館の運営と活動に関連する分野で専門的訓練を受けるかもしくは同等の実際的な経験を持つ、博物館およびイコム規約の第二条第1、2項に規定された施設の職員と、施設の属さない、イコム職業倫理規程を尊重し博物館および上に引用した規約に規定された施設のために働く人々⁽⁶⁾」と、日本においては学芸員のみならず博物館で働く人たちも指すことが明らかである。

イコム職業倫理規程から、本稿に関わる学芸員に関連する項目を少々長いが抽出して、確認しておきたい。

**セクション1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する
物的資源**

1. 6 災害に対する保護：管理機関は、公衆および職員、収蔵品とその他の資源を自然および人的な災害から保護するための方針を立て、それを維持するべきである。

人員

1. 14 博物館職員の有資格性：すべての責任を果たすのに必要な専門知識を有する、資格を持った職員を雇用することが必要である。

セクション2. コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである

基本原則：博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上を行う義務がある。彼らの収蔵品は有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティーおよび信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。

収蔵品の管理

2. 18 収蔵品の永続性：博物館は、その収蔵品および適切に記録された関連の情報が、現在において使用でき、また現在の知識および資源に配慮しながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に伝えることを保証する方針を決め、適用しなくてはならない。

2. 19 収蔵品の責任の委任：収蔵品の保護に関する専門的な責任は、適切な知識と技術を持った人々もしくは十分な監督下にある人々に任せられるべきである。

2. 23 環境保存計画：環境保存計画は、博物館の方針と収蔵品の保護の重要な要素である。収蔵庫にあるとき、展示中、もしくは輸送中であるときも、収蔵品の保護的環境を作り出し、これを維持することは博物館の専門職員の重要な責任である。

セクション3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ

基本原則：博物館は、収集し所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して特別な責任がある。

博物館の収集と研究

3. 5 研究：博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に関連し、確立した法的、倫理的、学問的な慣行に合致するものでなければならない。

3. 6 破壊的分析：破壊的分析の手法が行われるときは、分析された資料、分析の結果、出版物を含むそこから生じた研究の完全な記録がその資料の永久的な記録の一部となるべきである。

3. 8 研究資料に対する権利の保有：博物館職員が発表のための資料、現地調査の記録のための資料を作成するとき、その資料に対するあらゆる権利に関して、それを支援する博物館の間で明確に取り決めがなくてはならない。

3. 9 共有される専門知識：博物館専門職員には、その知識および経験を同僚のほか、関連分野の学者、学生と共有する義務がある。博物館専門職員は、自分が教えを受けた人々を尊敬し認めるべきであり、他の人々に役立つ可能性のある技術および経験における進歩を提

供するべきである。

セクション7. 博物館は法律に従って事業を行う

基本原則：博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約に完全に従うべきである。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品および事業に関連する法的な拘束力のある負託や条件を満たすべきである。

法的枠組み

7. 1 国及び地方の法規

博物館の事業に影響を与えるので、博物館はすべての国と地方の法律にしたがい、他の国の法規を尊重すべきである。

セクション8. 博物館は専門的に事業を行う

基本原則：博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的および抱負について、公衆に知らせ、教育するために、あらゆる機会を利用すべきである。

専門職的行動

8. 2 職業上の責任：博物館の専門職員は、勤務している博物館の方針と手続きに従う義務を負う。しかし、博物館もしくはその専門職および職業倫理に損害を与えると思われる慣行にたいして正当な反対を唱えることができる。

8. 3 専門職的行動：同僚および勤務先博物館への忠誠は、重要な職業上の責任であり、専門職業全体に適用される基本的な倫理原則への忠誠に基づくものでなければならない。彼らはイコムの職業倫理規程の条件を守るべきであり、その他の博物館業務に関連する規定もしくは方針を認識しているべきである。

8. 4 学問的および学術的責任：博物館専門職員は、収蔵品に固有の情報の調査、保存、使用を促進すべきである。したがって、彼らはそのような学術的および科学的データの損失につながるような行動や状況を避けるべきである。

8. 10 専門職業上の関係：博物館の専門職員は、彼らが勤務する博物館の内外で多数の人々と業務上の関係を持つ。彼らは、他の人々に対して効率の良い高い水準の専門的サービスを提供することを期待されている。

掲出した部分の「イコム職業倫理規程」の要点としてまとめるならば、次の通りである。

- ・博物館には、専門的知識をもつ有資格者が必要である。
- ・博物館資料については、公的遺産として守られなければならず、自然や人的な災害からも保護し、資料情報を適切に管理して十分な監督下において保管しなければならず、専門職員の重要な責任である。
- ・博物館資料に関しては、研究に関しては博物館の使命と目標に関連して必要な手続きや措置が行われなければならず、また権利処理も適切に行われなければならない。
- ・研究成果は、私としてはならず共有されなければならない。

・専門職員は、基準と法を守り、職業の尊厳と名誉を守らなければならず、専門職業の基本的な倫理原則に忠誠を誓い、違法や反倫理的な専門的行為から公衆を守らなければならない。

つまり、博物館専門職員は、性善説に立ち博物館業務は誠実に遂行されるべきであるとする。

3. 博物館関係者の行動規範

次に日博協の『博物館の原則 博物館関係者の行動規範』から、行動規範をみていく。

先に述べたように『博物館倫理規程に関する調査研究報告書』に拠った改訂版である。イコム職業倫理規程を日本の博物館の実情に合わせた内容となっており、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」が相互に関係し、それぞれ10項目から構成されている。

ここでも本稿に関連する部分を、抄出しておきたい。

行動規範1. 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範3. 設置

博物館設置者は、博物館が使命を達成し、公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範5. 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範6. 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。又、調査研究の成果を積極的に公表し、学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範10. 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関係法規を理解し、遵守するとともに、ICOM（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

貢献では、公益性は当然だが、未来への責任として将来にわたって活用可能なように、良好な状態で資料を次世代に引き継ぐことが求められる。

尊重では、資料に対して敬意をもって大切に扱うことが求められる。

設置では、収蔵品について自然や人的な災害からの安全確保が求められる。

収集・保存では、貢献と尊重同様に、資料を大切に扱い、次世代に引き継ぐことが求められる。

調査研究では、調査研究によって裏付けられた活動によって社会から信頼を得ることが求められる。

自律では、法令や行動規範をよく理解して活動し、予期しない事態にも適切に対応し、問題解決が求められる。

また、この行動規範は、ICOM 職業倫理規程との関連性が指摘できる。

貢献では、[1.6物的資源]、[2.18収蔵品の永続性]、[2.19収蔵品の責任の委任]、[2.23環境保存計画]。

尊重では、[1.14博物館職員の有資格性]、[2.18収蔵品の永続性]、[2.19収蔵品の責任の委任]、[2.23環境保存計画]。

設置では、[1.14博物館職員の有資格性]、[2.19収蔵品の責任の委任]、[2.23環境保存計画]

収集・保存では、[2.18収蔵品の永続性]、[2.19収蔵品の責任の委任]、[2.23環境保存計画]。

調査研究では、[3.5研究]、[3.6破壊的分析]、[3.8研究資料に対する権利の保有]、[3.9共有される専門知識]、[8.4学問的および学術的責任]。

自律では、[7.1国及び地方の法規]、[8.2職業上の責任]、[8.3専門職的行動]、[8.4学問的および学術的責任]、[8.10専門職業上の関係]。

このように日博協で作成した「博物館関係者の行動規範」は、前述したとおり「ICOM 職業倫理規程」を日本の実情に合わせた表現をとっているが、その内容は多岐にわたってリンクしていることが明らかである。

次項ではこれらを念頭に、近年報道された事件・事故の実例を元に、学芸員の職業倫理とは何かを考えていきたい。

4. 事件・事故を通して学芸員の職業倫理を考える

博物館関係の事件や事故については、既に椎名仙卓氏の著作⁽⁷⁾があるが、学芸員など博物館職員によるものは扱われてはいない。しかし、椎名氏は同書の「はじめに」の中で、「近年は、公立博物館の館長が所蔵資料を無断で館外に持ち出したり、私立博物館の学芸員が所蔵美術品を持ち出して質草にしたり、最近では、教育委員会生涯学習課の主事が、収蔵庫に保管していた縄文土器をインターネットのオークションにかけて売却するなど、一般の常識では考えられないようなことが起きている。こうしたことは、国際博物館会議（ICOM）職業倫理規程の中でも定められており、博物館職員として、万に一つもあってはならないことである。」と述べている。

このように残念なことではあるが、学芸員が関与する事件・事故は、不幸にして資料に関連して起こるのだが、事実存在するのである。そこにはヒューマン・エラーといえることがあるかも知れないが、学芸員の職業倫理として考えた場合には、明らかにあってはならない事件・事故として存在するのである。

学芸員の職務倫理を考える

近年報道された事件・事故のうち、学芸員が直接ないし間接に関与する職業倫理に外れる事例を報道及び報告書からみていきたい。なお、経緯や詳細は、各報告書を参照されたい。

なお、黴・虫害、水損など環境問題や真贋問題についても、博物館における事件・事故につながるとも考える向きもあるかも知れないが、自然や立地や空調などハード面、多分に学芸員の鑑識眼の善し悪しに係ることであり、必ずしも人為的とはいえないもので、小稿では対象としない。

○収蔵庫内資料窃盗～山梨県立美術館～

まず、記憶に新しい事件として、2022年10月18日に発覚した山梨県立美術館の収蔵庫内消防点検の際に、点検業者が工芸品を搾取した事件⁽⁸⁾。収蔵庫内に外部の者が立ち入るにもかかわらず、美術館の建物を管理する指定管理者として委託された設備管理会社担当者1名の立会に委ねて学芸員が不在であったことは、学芸員の職務倫理からは外れているといわざるを得ない。さらに窃盗事件は8月8日に行われたにもかかわらず、容疑者への別件の家宅捜索により資料を警察が発見し、美術館では照会があるまで気がつかなかったことも、日常管理の問題で間接的に学芸員の不作為であり、貢献、尊重、設置、収集・保存の行動規範から逸脱している。

○収蔵庫内資料紛失隠蔽～浜松市立博物館～

次いで、2021年11月に市の重要物品現物確認検査で、浜松城二の丸絵図など6点の資料紛失（370万円相当）が発覚。浜松市では、市の重要物品は3年に1度の現物確認することになっており、2018年の検査時に、博物館担当者は別の絵図の箱を見せて、絵図は箱の中に入っていると虚偽の説明をし、また市の検査者も箱の中を確認しなかった。実際には、2011年時点で館長以下職員は紛失を把握しており、隠蔽と捉えられた。2022年6月、浜松市は「浜松市立博物館資料紛失再調査委員」を設置。同年12月同委員は、「調査報告書」⁽⁹⁾を市に提出した。報告書では要因として、台帳不備や杜撰な収蔵状況、紛失発覚時の対応初動対応と危機意識の欠如、館内の縦割りの組織体制、市の備品検査体制不備、組織改編による管理能力低下などを指摘している。

なお、2022年3月に1点、8月に3点の資料が発見されたが、2点は依然として行方不明である。再三の確認作業にも関わらず、本来の配架場所ではないところに放置された状態であったことも問題視されている。ここでも貢献、尊重、設置、収集・保存、自律の行動規範が欠如している。

○寄託作品紛失隠蔽～アーツ前橋～

この案件は、館内だけではなく、資料所有者、行政を巻き込んだ大きな事件であり、学芸員の職務の基本と館の姿勢が問われた。

2018年12月、学芸員が度重なる交渉により、作家の遺族から作品の寄託・寄贈の話となり、額装の52点を遺族の家から預かり、美術品専用車で旧中学校の空き教室に搬入したことに事は始まる。同日夜、遺族から借用書が出されていないことの連絡が同館にあり、後日送付されたが、借用書には点数に記載はなく「一式」とあるのみであった。

2019年3月、学芸員が調査を行い、状態のいい37点はアーツ前橋の保管庫へ移送。15点は、旧中学校にそのまま保管。11月時点で52点の資料点数を確認。12月、副館長が会議で不要備品

処分のため、分別整理を指示し、翌日、仕分けして後日不用品は廃棄。学芸員は、両日とも作業に立ち会わず。

2020年1月6日、収蔵美術品専門委員会にかけるため、旧中学校から作品の移動作業時に、3点の作品がないことを発見。27日に紛失を館長に報告。30日の収蔵美術品専門委員会では、3点は、状態の都合で見送る旨が会議で説明。会議後、学芸員は、遺族に対してメールで11点の収蔵決定を伝えるが、3点の作品の行方不明は伝えず。

2月、副館長と学芸員らは、不要備品の搬出先を訪ねて、作品の誤廃棄の可能性が低いことを確認し、同日旧中学校を再確認してさらに3点の紛失を確認し、計6点の紛失が判明。調査報告書⁽¹⁰⁾には、この時公用車内での会話録音記録が記され、遺族はリストを把握していないので、この件は遺族には伝えないなどの学芸員の発言が記載。一方、副館長は早く遺族に伝えること、事故の責任は一人で負わず、みんなで考えることを提案するも、学芸員は、寄贈の話が白紙となる懸念があり、調査中ということで保留を進言。館長も学芸員に同調し、4月になって市長に報告。市の課長や新副館長も公表を主張するも、館長はマスコミに公表されると、館運営に支障を来すと反論。

6月、学芸員が遺族を訪問。紛失は伝えず、2022年春に展覧会を企画することを伝え、館長の指示でリストを遺族のもとから引き上げる。7月、本庁課長は、事務職で対応する旨を伝え、館長は遺族の信頼もあり専門職で対応することを譲らず。その後、学芸員が遺族に紛失を電話で報告。

8月、館長と学芸員が別の遺族と面談し、報告が遅すぎることを非難される。

10月、館長と学芸員、本庁課長が遺族と面会。遺族は、直ちに連絡すべきだったこと、探すことを優先すること、過去にこうした事案があった事実を消さないことを要望。

2021年6月、この紛失事件により「アーツ前橋作品紛失調査委員会」に続いて「アーツ前橋あり方検討委員会」が設置。

調査報告書によれば、分別ミス、誤廃棄、ガラスなどが割られた盜難の可能性はないという。そして再発防止のため、資料管理の徹底、コンプライアンス、リスクマネジメント、組織運営と人材育成などの提言が記された。

一連の経緯から、要望して実現した寄託・寄贈資料に対して、①事前の資料調書や写真撮影がなされていなかったのか、名称や員数確認のリストができていない。②借用書発行を怠り、員数未記載。③館として要望していた資料を、館内収蔵庫ではなく保存環境が良好と思えない旧中学校空き教室への搬入。④複数の職員による点検やリスト等の館内での情報共有が不備など、手続きのマニュアル化と管理の徹底が疎か。⑤紛失を館長以下組織ぐるみで隠蔽、等々枚挙に暇がないほどで、学芸員の職務基準行動の欠如、そして組織としての初動対応と危機意識が欠けていたといわざるを得ない。学芸員の職業倫理の反面教師として、基本的な教訓となる案件である。当然ながら、貢献、尊重、設置、収集・保存、自律の行動規範に反している。

○文化財切取り事件～岩手県立博物館～

最後は、もっとも深刻な学芸員（専門職員）による文化財切取り事件で、前掲3件は学芸員の不作為という過失の側面を持つが、本件は意識的かつ意図的な作為行動である。

学芸員の職務倫理を考える

調査結果報告⁽¹¹⁾や報道によれば、岩手県立博物館では1982年度から保存処理が行われており、2014年度の受託資料について専門職員が受託者に無断で切り取りによるサンプル採取が行われていたことが内部通報で発覚した。この時点で出土文化財約200点のうち、少なくとも60点の文化財を劣化させる有害物質の有無について調べるために、無断で7mm四方を切り取っており、2016年、文化財を無断で切除したことにより、学芸員は訓告処分をうけているが、外部には非公表であった。

ところが2019年6月、メディアに委託者の了解を得ずに文化財を無断でサンプル採取したことが新聞報道された。館長は翌日、2014年に博物館で発覚したこと、その翌年再発防止の委員会を設置し、2017年に業務取扱要領を定めたことを同館HPで公表。同月、岩手県教育委員会に調査チームが設置され、年末に中間報告され、重文2点も被害に遭ったことが明らかにされ、預かった5301点を調査。重文2点と一般文化財101点の計103点無断切り取りが確認された。この結果、職務に直接関連する文化財保護法違反の前歴も発覚し、2020年3月に専門職員は解雇となった。

この事件は、博物館と学芸員に対して、社会全体の信用を失墜させる行為（モラル、コンプライアンス違反）であり、しかも切り取った資料の分析結果（データ）を社会や所有者に還元せず、隠匿していることは、単なる自分の研究データ収集が目的であったといえる。問題の所在として、学芸員としての職務倫理の欠如は当然であるが、専門家として周囲も一目を置くワンマン体質から、組織としてチェック体制の不備があげられる。また、最初の発覚の処分を内部処理で済ませ公表しなかったことで、当該専門職員の反省が行われずに同様の行為が継続してしまったという危機管理意識の欠如もあったといえるだろう。

行動規範も、前者同様に貢献、尊重、設置、収集・保存、調査研究、自律のすべてに違反している。

5. 総括

博物館は、社会に開かれた施設である以上、予防対策を講じていても事件・事故を完全の防止することは不可避である。だが、事件・事故による被害を、如何に最小限に食い止め、博物館のダメージを押さえるためには、どのようにすればいいのかを日ごろから考えておかなければならぬ。そのための指針が、「イコム職業倫理規程」と日博協の「博物館の原則　博物館関係者の行動規範」であり、最低限の学芸員としての職務基準である。「博物館の原則　博物館関係者の行動規範」は、学芸員をはじめとする関係者が共有すべき基本事項や最低基準であるという文言はないが、イコムの倫理規程を受けて各国独自で倫理規程を制定することを期待され、イコム倫理規程を受けて行動規範が作成されているのは既に述べたとおりである。したがって倫理規程と行動規範は、学芸員の基本であり理想である。常に問題が発生した、あるいは発生しそうな場合事前に立ち返る場所である。

冒頭述べたように両者とも学芸員性善説に立って記されているが、不幸にも近年の例を挙げたように必ずしも理念通りとはいいかないのが現実である。学芸業務は、人員確保や機器類の整備などによる負担軽減により、ある程度の防止は期待できるかも知れないが、物理的、経済的

に困難で、学芸員のマンパワーに期待される。

博物館では、リスクマネジメントのマニュアル整備が行われている。従来は自然災害や外部的要因が中心であったが、内部的要因にも目を向けなければならないだろう。日常業務のPDCAサイクルの励行。業務を担当のみに任せないダブルチェック機能や情報共有など、一般的な業務では至極当たり前のことが必要である。

また、コンプライアンスの遵守は当然だが、クライスマネジメントの視点も重要であり、万一事件・事故が発生した場合には、その後の対応において迅速な判断と担当者任せにせず組織的対応が必要である。虚偽隠蔽することなく社会に対して情報公開することが求められるのは、これらの事例を待たずに明らかである。隠して先送りするより、出して解決する方が早期解決につながり、後日発覚することで事案は肥大化してしまう。

小稿あげた事案は、他人（館）ごとで済まさずに今一度各自・各館が自分ごととして思い起こし、博物館資料に誠実であることを再確認して博物館界として再発防止に取組む必要があるだろう。

最後に小稿が、筆者の自戒とともに、現役の学芸員はもとより、将来の博物館を担う学芸員たちへ、学芸員の職業倫理の基本姿勢と危機管理意識の醸成の一助となることを期待したい。

註

1. 独立行政法人 国立公文書館 「アーキビスト職務基準書」2018年12月
2. 財団法人 日本博物館協会 『平成22年度文部科学省委託事業 生涯学習施策に関する調査研究 博物館倫理規程に関する調査研究報告書』2011年3月
3. 財団法人 日本博物館協会 『博物館の原則 博物館関係者の行動規範』2012年7月
4. 全国大学博物館学講座協議会 『博物館学文献目録—内容分類編—』2007年5月
同上『改訂増補 博物館学文献目録』2018年3月
5. イコム日本委員会訳『イコム職業倫理規程』(2004年10月改訂) 国際博物館会議
6. 同(3)：用語解説部分
7. 椎名仙卓『博物館の災害・事件史』雄山閣 2010年5月
8. 第三者委員会による調査報告書は、2023年1月末提出予定
9. 浜松市立博物館資料紛失再調査委員『調査報告書』2022年12月
10. アーツ前橋あり方検討委員会『アーツ前橋の今後のあり方に関する提言』2021年12月
11. 岩手県教育委員会『「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果』2022年3月

(埼玉県立歴史と民俗の博物館)